

(写)

龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第21号

龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年龍ヶ崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う別表第1の右欄に掲げる事務、<u>特定個人番号利用事務</u>その他規則で定める事務とする。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、次の各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該各号に定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>利用特定個人情報</u></p> <p>(3) 省 略</p>	<p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う別表第1の右欄に掲げる事務、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>その他規則で定める事務とする。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、次の各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該各号に定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u></p> <p>(3) 省 略</p>

3 省 略

別表第2（第4条関係）

特定個人情報の利用

機関	事務	特定個人情報
省 略		
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第65号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は国民年金法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

機関間の特定個人情報の提供

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

3 省 略

別表第2（第4条関係）

特定個人情報の利用

機関	事務	特定個人情報
省 略		
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第65号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第24条で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は国民年金法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

機関間の特定個人情報の提供

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって令第19条で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第19条で定めるもの

市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって令第44条で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第44条で定めるもの
教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報若しくは年金給付関係情報であって規則で定めるもの又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって令第24条で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報若しくは年金給付関係情報であって規則で定めるもの又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって令第24条で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。